

全国中小企業団体中央会

会 長 森 洋

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る

補助金交付決定通知書

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業生産性革命推進事業の一環として実施する当補助金につきまして、貴殿より申請のありました内容を精査いたしましたところ、[]に申請のありました上記補助金については、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、[]に申請のありました令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 [] 円（税込み）

補助対象経費 金 [] 円（税抜き）

補助金交付決定額 金 [] 円（税抜き）

・補助事業実施期間は『下記ア（もしくはイ）から下記ウまで』とする。

ア）交付決定年月日

イ）事前承認を受けた場合の承認年月日

ウ）完了期限日（補助事業の手引きに記載のとおり）

3. 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、補助金交付申請書記載のとおりとする。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程（令和元年3月9日2019全中発第03061号。以下「交付規程」という。）で定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、補助事業実施期間中及び補助事業終了後において次の措置が講じられる場合があるので留意すること。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

(4) 経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構、全国中小企業団体中央会が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

5. 次に掲げる場合には、計画変更承認申請を行い、承認を受けなければならないので留意すること。

(1) 補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助金交付申請時に取得するとしていた50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産を変更しようとするとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 交付申請時に提出された様式1の補助事業計画書の2. 事業内容に変更をもたらすものでない場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(5) 補助事業の全部もしくは一部を他に承継させようとするとき。

6. 補助事業者がP〇ファイナンスを活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の本会に対する補助金請求に当たっては、P〇ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また全国中央会は、当該指示する口座以外の口座を補助事業者が指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP〇ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

7. 補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、事前に事務局に届け出なければならない。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合がある。

8. 上記のほか、本事業の実施に当たっては、全国中小企業団体中央会の指示に従うこと。